(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	福島県棚倉町

棚倉町鳥獸被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 棚倉町 産業振興課

所 在 地 福島県東白川郡棚倉町

大字棚倉字中居野33番地

電 話 番 号 0247-33-2113

F A X 番 号 0247-33-3715

メールアドレス sangyoushinkou@town.tanagura.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン
計画期間	令和7年度~令和8年度
対象地域	福島県東白川郡棚倉町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数值	
イノシシ	水稲	93.37 千円 0.09 ha	
ハクビシン	_	0 千円 0 ha	
計		93.37 千円 0.09 ha	

(2)被害の傾向

0イノシシ

山間部に接する集落だけでなく市街地においても出没しており、行動範囲は町内全域に広がっている。被害の多くは水稲で、田植えの時期(4月の下旬から5月中旬)から7月中旬には苗や株の踏み倒し等の被害が見られるほか、畦畔や地面の掘り起こしといった被害も多く発生している。

その他、ジャガイモ・長芋等のイモ類(4月~5月)の野菜の食害や踏み倒しの被害が見られる。

〇ハクビシン

畑やビニールハウスへの侵入や作物の食い荒らしの被害が見られる。令和5年 度には主にブドウといった果樹類への被害が出ている。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和	4 年度)	目標値(令利	18年度)
イノシシ	93.37 千円	0.09 ha	88 千円	0.084 ha
ハクビシン	0 千円	0 ha	0 千円	0 ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	有害鳥獣の捕獲は棚倉町鳥獣被	狩猟免許更新者や捕獲者の高齢
に関す	害対策実施隊へ依頼してきた。	化。また、福島原発事故により、野
る取組	捕獲手段は銃器、はこわな及び	生鳥獣から放射性物質が検出された
	くくりわなによる。	ため、狩猟免許更新者や捕獲者の数
		が減少してきている。

防	護	柵	農家が自主的に侵入防止柵を設	鳥獣被害対策については、今後、地
の	設	置	置するよう協力を依頼してき	域の協力が不可欠であり、特に農家
等	に	関	た。また、町で電気柵を購入し、	が自主的に侵入防止柵等の被害防止
す	る	取	地区に貸し出す形で設置を行っ	対策を講じられるよう、住民の理解
組			ている。	を求めていく必要がある。
生	息	環	雑木の除去、刈り払いなどの森	原発事故による作物の風評被害や価
境	管	理	林環境整備	格の下落に伴う耕作者の減少、担い
そ	の	他		手不足等による耕作放棄地の増加に
の	取約	B		より、耕作地の管理が十分に出来ず、
				有害鳥獣の生息域が拡大してきたた
				め耕作放棄地の解消が必要である。

(5) 今後の取組方針

有害鳥獣の捕獲体制の整備を行う。

被害防止に向けて、引き続き有害鳥獣の「捕獲」、侵入防止柵の設置による「被害防除」、緩衝帯の設置などの「生息環境管理」の3つの項目について以下の計画により推進する。特に捕獲については、担い手の確保・拡充をしつつ、有害捕獲・狩猟等により効率の高い方法の確立を目指す。

<今後の計画>

- ① 捕獲の担い手及び狩猟者の育成
- ② 狩猟期間中の狩猟者への協力依頼
- ③ 捕獲者に対し、補助金を活用し、報奨金等を利用した被害防止対策の推進
- ④ 農家に対し侵入防止柵やネット等の設置の協力依頼
- ⑤ 鳥獣被害防止対策総合交付金事業を活用し、被害の顕著な地域に電気柵を 設置
- ⑥ 耕作放棄地の農地斡旋
- ⑦ 雑木の除去、刈り払いなどの森林環境整備及び緩衝帯の設置
- ⑧ 広報等による鳥獣被害防止に関する情報提供

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

平成28年度から棚倉町鳥獣被害対策実施隊が発足し、町長から任命された棚倉町鳥獣被害対策実施隊員により組織された。

捕獲については、棚倉町と棚倉町鳥獣被害対策実施隊の隊長が捕獲時期、 捕獲場所等について協議し、実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ	1 捕獲に関する取り組みを行う。
	ハクビシン	・捕獲者に対し報奨金を支給する。

		・はこわな、くくりわなを購入し、貸出しを行う。 2 捕獲の担い手確保に関する取り組みを行う。 ・広報紙等による狩猟に関する情報提供、啓発活動 を行う。
令和8年度	イノシシ ハクビシン	1 捕獲に関する取り組みを行う。 ・捕獲者に対し報奨金を支給する。 ・はこわな、くくりわなを購入し、貸出しを行う。 2 捕獲の担い手確保に関する取り組みを行う。 ・広報紙等による狩猟に関する情報提供、啓発活動 を行う。

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシについては福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

ハクビシンについては福島県13次鳥獣保護管理事業計画の基準に基づいて 捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等	
	令和7年度	令和8年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理	福島県第13次鳥獣保護管理
	事業計画及び福島県イノシシ	事業計画及び福島県イノシシ
	管理計画の基準による。	管理計画の基準による。
	捕獲計画頭数	捕獲計画頭数
	200頭	200頭
ハクビシン	福島県第13次鳥獣保護管理	福島県第13次鳥獣保護管理
	事業計画の基準による。	事業計画の基準による。

捕獲等の取組内容

はこわな・くくりわな及び銃器による捕獲を実施する。

捕獲は、人的被害の恐れのある個体及び農作物の被害が大きい地区を重点的に 実施することとし、安全かつ効果的な捕獲を行うため、地域住民からの情報や 理解を得ながら、有害鳥獣の行動を把握し、必要最低限の捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	
イノシシ	鳥獸被害防止総合交付金事	鳥獣被害防止総合交付金事	
	業を活用し、被害の顕著な地	業を活用し、被害の顕著な地	
	域において電気柵(2段)を	域において電気柵(2段)を	
	設置。	設置。	
	延長 2, 200m	延長 2, 200m	

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容	
	令和7年度	令和8年度
イノシシ	・地域住民による電気柵周辺	・地域住民による電気柵周辺
	の草刈及び電気柵の支柱、線	の草刈及び電気柵の支柱、線
	等の点検	等の点検
		・経年劣化している電気柵の
		再設置の推進

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ	・地域住民からの情報収集
	ハクビシン	・被害状況調査と情報の提供
		・地域住民に対し広報等により鳥獣被害防止に関す
		る情報を提供する。
令和8年度	イノシシ	・地域住民からの情報収集
	ハクビシン	・被害状況調査と情報の提供
		・地域住民に対し広報等により鳥獣被害防止に関す
		る情報を提供する。
		・耕作放棄地の農地斡旋や農地の維持管理を促す。
		・被害が多い地域の雑木の除去、刈り払いなど森林
		環境の整備及び緩衝帯の設置を地域住民に促す。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
棚倉町産業振興課	被害防止の為の電気柵等の貸与、実施隊への連絡
福島県猟友会棚倉分会	有害鳥獣の捕獲の実施(狩猟期間中)
棚倉町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲の実施
福島県警棚倉警察署	捕獲活動に関する助言及び指導を行う。
福島県県南地方振興局	鳥獣保護管理、狩猟に関する助言及び指導を行う。
東白川地域鳥獣被害防止広域	町村にまたがる広域での有害鳥獣捕獲が必要な場
対策協議会	合に対応する。

(2) 緊急時の連絡体制

棚倉町産業振興課有害鳥獣担当職員が産業振興課長からの指示を受け、棚倉町 鳥獣被害対策実施隊長、福島県猟友会棚倉分会長、福島県警棚倉警察署及び福 島県県南地方振興局また、町村をまたぐ広域での被害が想定される場合は東白 川地域鳥獣被害防止広域対策協議会へ連絡する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。 なお、今後、鳥獣用の焼却施設の設置について検討する。

- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
- (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	当町全域に、国からの出荷制限指示が出されており、 当面の間捕獲した対象鳥獣の利用は困難である。
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角 製品、動物園等で のと体給餌、学術 研究等)	なし

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
棚倉町産業振興課	鳥獣害実態の把握等、協議会の事務局、協議会
	に関する連絡調整
棚倉町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲の実施等
福島県猟友会棚倉分会	有害鳥獣の捕獲行為に関する助言
鳥獣保護管理員	鳥獣保護区等での捕獲行為に関する助言及び
	指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
棚倉森林管理署	国有林での有害鳥獣関連情報の提供
福島県県南地方振興局	有害鳥獣の捕獲行為に関する助言及び指導
県民環境部	
福島県県南農林事務所	農作物の被害対策に関する助言及び指導
農業振興普及部	
福島県県南農林事務所	森林管理、森林整備、緩衝帯の設置等の助言及び
森林林業部	指導
棚倉警察署 地域課	住宅地等生活被害発生時の助言
JA東西しらかわ棚倉支店	被害農作物の情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

| 平成 28 年度 6 月 1 日設置。22 名(猟友会の被推薦者 19 名、町職員 3 名)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

矢祭町、塙町、棚倉町、鮫川村の4町村で構成された東白川地域鳥獣被害防止 広域対策協議会を設置し、鳥獣の被害や出没状況、町村で実施する被害防止対 策について情報交換を実施している。